

沿岸広域振興局長告示第30号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和8年7月10日

沿岸広域振興局長 村上 聡

訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311110597	医療法人楽山会	はまゆり訪問リハビリステーション	釜石市小佐野町四丁目3番7号	令和8年3月31日